

公立大学法人埼玉県立大学職員被服貸与規程

平成22年4月1日
規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学(以下「法人」という。)の職員で特定の業務に従事するもの(以下「特定教職員」という。)に対する被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者、貸与被服の種類等)

第2条 被服の貸与を受ける職員の範囲並びに貸与する被服の種類、員数及び貸与期間は、別表に掲げるとおりとする。

(被服管理業務)

第3条 理事長は、次に掲げる業務を行う。

- 一 被服の貸与の審査及び認定
- 二 被服の貸与及び返還の手続き
- 三 被服の着用及び保管の監督

(貸与被服の取扱い)

第4条 被服の貸与を受けた特定教職員(以下「被貸与者」という。)は、貸与の目的に従い、つねに善良な管理者の注意をもって貸与された被服の使用及び保管の責に任ずるほか、職務遂行中においては貸与された被服を着用しなければならない。

(貸与手続)

第5条 被服の貸与を受けようとする特定教職員は、理事長にその旨を申し出なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは被服の貸与の決定をしなければならない。
- 3 理事長は、被服の貸与の状況等を常に明らかにしておかななければならない。

(貸与被服の亡失等をした場合の措置)

第6条 被貸与者は、貸与期間中に貸与された被服を亡失し、又はき損したときは、貸与被服亡失(き損)届(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の届出を受けた場合において、必要と認めるときは、被服の再貸与をするものとする。

(貸与被服の返納)

第7条 被貸与者は、貸与期間が満了した被服があるとき、休職、退職、若しくは配置転換等によりその業務を離れたときは、貸与された被服をただちに理事長に返納しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により返納された被服が、使用に堪えるものは保管して再貸与用として利用し、使用に堪えないものは当該被貸与者に支給することができる。

(被服貸与簿)

第8条 理事長は、職員別被服貸与簿(様式第2号)を備え、被服の貸与の状況をつねに明らかにしておかななければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、特定教職員に対する被服の貸与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に埼玉県職員被服貸与規程(昭和42年8月1日訓令第14号)により貸与を受けている被服については、この規程に基づき貸与を受けたものとみなす。

別表（第2条関係）

番号	被貸与者の範囲		貸与品名	員数	期間	
1	自動車運転業務に従事する者	乗 用 車	夏服	上衣	1	2年
				ズボン	1	2
			冬服	上衣	1	2
				ズボン	1	2
			ゴム長靴	1	3	
2	工場の設計、現場監督、検査業務に従事する者	作業服	夏用上衣	1	2	
			冬用上衣	1	2	
			ズボン	2	2	
		防寒衣	1	4		
		安全靴	1	3		
3	保健師	夏服	ブラウス	2	2	
			スカート又は スラックス	1	2	
		冬服	上衣	1	2	
			スカート又は スラックス	1	2	
		予防衣	1	3		
		エプロン	2	1		
4	看護師又は准看護師	帽子	2	1		
		白衣	上衣	2	1	
			スカート又は スラックス	2	1	
		予防衣	2	1		
		白靴	2	1		
5	理学療法業務、作業療法業務に従事する者	作業服	上衣又は白衣	1	1	
			ズボン	1	1	
		防寒衣	1	4		
		白靴	1	1		
6	看護教育等に従事する医師、歯科医師等		白衣	1	1	

貸与被服亡失（き損）届

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

所 属

職・氏名



下記のとおり貸与被服を亡失（き損）したので、お届けします。

記

- 1 被服の種類及び員数
- 2 亡失（き損）の年月日
- 3 亡失（き損）の場所
- 4 亡失（き損）の事由
- 5 き 損 の 程 度

